

島田市子ども読書活動推進計画

— 第四次 —

～読書で 豊かな心を持った子供を 育てよう～



令和4年3月

島田市教育委員会

はじめに

平成19年に策定された「島田市子ども読書活動推進計画」は、平成24年・平成29年の改正を経て現在に至っています。計画に基づいて学校司書（学校図書館支援員）の全校配置や「島田市子ども読書100選」などの事業が実施されたり、読み聞かせボランティアが定着したりすることで、子供たちの読書活動を推進する態勢も格段に充実してきました。

中でも、学校司書を全校に配置したことにより、各学校図書館の環境は大きく改善されました。ある小学校の学校便りに「図書館支援員さんが、週3日間、図書館の整備や本の配架などの業務を行っています。また、子供たちの学習内容や学校行事、社会の動きなどを把握し、今の子供たちに必要な本をピックアップして、さらに興味のわくよう考えて図書館づくりに取り組んでいます。…中略…本の貸し出し冊数も多く、子供たちに読書習慣が根付いていることを感じます。」と、学校図書館の充実ぶりが紹介されていました。

また、「ほんのむしカード」「ぬいぐるみの図書館おとまり会」などの子供たちが図書館に興味を持つような事業や、館内でのコンサートやヨガ教室等を開催し市立図書館に縁遠かった方々に対し図書館を知ってもらう取組なども開催しました。計画を通し、図書館は子供たちをはじめ市民の生活の中に定着をしてきました。

反面、新型コロナウイルス感染症の拡大により市立図書館は利用制限を余儀なくされ、利用者が大きく減少しました。また、パソコン・スマートフォン等の普及により、書籍に頼らなくても情報の取得が容易になった上、ゲームをしたり、動画を視聴したりする時間が多くなり、子供たちの本に触れる時間は減少傾向にあります。さらに、家庭内読書環境の格差も広がり、読書をする子としない子と二極化も顕著です。

読書は、子供が言語を学び、表現力や想像力を高め、多くの知識を得ることができると、豊かな人生にとって欠くことのできないものです。そのため、市民一人一人が、生涯に亘って読書に親しみ続けられる読書環境を作ることが大切です。

そこで、本計画を策定するにあたり、時代の変化や新たな課題への対応を念頭に、前計画を安易に継承するのではなく、全面的な見直しを意図して、様々な視点から検討を重ねてきました。その結果、本計画は現在と未来を生きる子供たちにとって実効性のあるより良いものになったと確信します。

島田市教育委員会は、「子供たちの豊かな心を育てる」ことを目指し、「島田市子ども読書活動推進計画（第四次）」を基に、具体的な教育施策を市民総がかりで推進していきます。

結びに、推進委員会の委員及び関係者の皆様に心から感謝するとともに、島田市の読書活動がますます充実することを祈念し、はじめの言葉といたします。

令和4年3月

島田市教育委員会
教育長 濱田和彦

目 次

第 1 章 第四次計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の意義と目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の基本方針	1
(1) 「本に出会い、本を知る」乳幼児期	2
(2) 「本に親しみ、本を生かす」就学期	2
(3) 「本と生き、本を伝える」成人期	3
4 持続可能な開発目標（SDGs）の推進	4
5 計画の期間	4
<図表：島田市子ども読書活動推進計画の体系>	5
第 2 章 第三次計画の取り組み	6
1 第三次計画の成果	6
2 課題	8
<取組成果>	9
第 3 章 第四次計画における施策	10
1 家庭における子供の読書活動の推進	10
(1) 保護者の理解促進のための情報提供や学習会の開催	11
(2) 家庭での読書活動への支援	12
2 地域における子供の読書活動の推進	14
(1) 地域施設における図書コーナーの整備と充実	15
3 幼稚園・保育園等及び学校における子供の読書活動の推進	17
(1) 幼稚園・保育園等における子供の読書活動の推進	18
(2) 学校における子供の読書活動の推進	19
① 読書活動の充実	19
② 学校図書館活動を推進・支援する人的な体制の充実	21
③ 学校図書館環境の充実	22
4 市立図書館における子供の読書活動の推進	25
(1) 市立図書館の整備と事業の充実	26
(2) 学校図書館や幼稚園・保育園等、公民館等との連携	28
<用語集>	31
<参考資料>	
子どもの読書活動の推進に関する法律	35
島田市子ども読書活動推進委員	37
島田市子ども読書活動推進計画管理委員	37

第 1 章 第四次計画の基本的な考え方

1 計画策定の意義と目的

「島田市の教育」の基本方針に「子供たちの豊かな心を育てる」ことが掲げられていますが、その実現には子供の読書活動が大きく寄与しているといえます。

市教育委員会では、平成 19 年 3 月に「島田市子ども読書活動推進計画」（第一次）、平成 24 年 3 月に同（第二次）、平成 29 年 3 月に同（第三次）を策定し、読書活動による「子供たちの豊かな心を育てる」取り組みを重ね、着実な実績と成果を得てきました。

しかし、近年、新型コロナウイルス感染症の発生や ICT 機器の普及、学習指導要領の改訂、幼保一元化、家族形態の多様化など、社会情勢や子供を取り巻く環境は大きく様変わりしています。

こうした時代や環境の変化を踏まえ、市教育委員会では第三次計画の成果と課題を真摯に点検・評価し、「読書活動を通して豊かな心を持った子供を育てる」ことの意義を再確認するとともに、その目的達成に向けて新たに「島田市子ども読書活動推進計画（第四次）」を策定いたします。

2 計画の位置づけ

「島田市子ども読書活動推進計画（第四次）」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）」第 9 条に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」と「静岡県子ども読書活動推進計画（第三次計画）」に沿って策定するものです。また、本計画は「島田市総合計画」にも位置づけられています。

3 計画の基本方針

子供たちが自主的に読書活動を行い、読書を楽しむ習慣が身につくよう、「読書環境の整備」、「読書機会の提供」、「読書人口の拡大」等の施策を、〈家庭〉、〈地域〉、〈幼稚園・保育園等（※1）及び学校〉、〈図書館〉など、様々な場で実施していくことが重要です。

読書活動推進策を効果的かつ適切に講じるためには、子供の成長発達段階に応じ、様々な立場の者の連携した取組を行うことが重要です。また、子供たちだけでなく、市民一人一人が生涯にわたり、長く読書に親しみ続けることができる環境づくりも大切です。

本計画では、乳幼児期・就学期・成人期の 3 つの時期に分け、各々の段階における基本方針を次のとおり定めました。

(1)「本に出会い、本を知る」乳幼児期

乳幼児期は、子供にとって著しい成長・発達が見られる時期です。読み聞かせは想像力や思いやりの心も育てます。様々な体験の中で、絵本や「おはなし」との出会いは、子供の豊かな心の成長・発達にとって欠くことができません。また、読書を身近に感じるきっかけとしても重要な意味を持ちます。保護者や先生からの読み聞かせや「おはなし」は、まさに「本と出会い、本を知る」契機として、子どもの心に深く刻まれることでしょう。

- ア 親子のふれあいを重視し、本や「おはなし」と出会うきっかけづくりに努めます。
- イ 幼稚園・保育園等、地域子育て支援センターにおける読書活動を支援します。
- ウ 市立図書館や公民館等（※2）の身近な施設の読書環境の整備・充実に努めます。

(2)「本に親しみ、本を生かす」就学期

就学期は、子供の興味・関心が多方面に広がる一方、特定の分野に集中・深化する傾向が見られます。より自主的な読書活動が展開されるとともに読書傾向の個性化が顕著になってきます。また、自らの学習に図書資料を活用する機会が多くなり、本を生かすことの意味に気付いていきます。

しかし、近年は ICT 機器の普及により、読書離れの状況も見られます。学校において学習における図書活用をの機会を一層増やし、本を通して子供たちが主体的に学ぶ意識を高めていく必要があります。

就学期における読書は、豊かな心の醸成にとどまらず、主体的な学びの育成を含め、まさに「生きる力」の育成につながっていきます。

- ア 学校における読書活動の充実を図るため、図書を活用した学習を実施し、意図的にさまざまな種類の読書経験を増やしていきます。
- イ 学校図書館の「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」の機能（※3）充実に向け、図書資料や設備の充実を図るとともに図書館ボランティアの導入を積極的に進めます。
- ウ 市立図書館による学校への支援や、学校図書館相互の資料貸借が可能になるような環境整備に努めます。
- エ 市立図書館や公民館等における子供及び保護者向けの読書活動を推進する企画を実施します。
- オ GIGA スクール構想の中で、ICT 機器の有効性を吟味し、読書活動との融合を目指し、子供たちが日常生活で ICT 機器と本の利点を適切に使い分けられるよう指導します。

(3)「本と生き、本を伝える」成人期

多忙な成人期を生きる上で、読書活動の意義を再認識することが多々あります。人生の新たな問題や課題に直面し、読書に解決の手掛かりを求めたり、若い時代に読んだ本を読みなおして新たな感動や発見をしたりすることもあるでしょう。また、読み聞かせ活動や親子読書などを通して、子供たちの感性や知性を育んだり、子供たちに読書の楽しさを伝えたりすることも大切です。

- ア 本を積極的に紹介し合う場の設定など、感動を共有する場の整備に努めます。
- イ 「家庭読書」など家庭での読書活動を推進します。
- ウ 地域における読書推進活動への参加を働きかけます。
- エ 大人から子供へ読書の楽しさを伝えるため、大人向けの講座の充実に努めます。

4 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

SDGsは、2015年9月の国連サミットにおいて、加盟国の全会一致で採択された、2030年までに達成すべき「持続可能な開発目標」です。「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成される世界共通の目標です。

島田市では、「第2次島田市総合計画（後期基本計画）」において、各施策とSDGsの各目標との関連性を明確化するとともに、各施策を通じて、よりよい未来をこれからの世代に引き継いでいけるよう、私たち一人一人が「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現に貢献していくこととしています。

本計画は、島田市民が子供を中心に生涯に亘る読書活動の推進を図るものですが、その推進は直接、間接に持続可能な開発目標の達成に資することとなります。計画が謳う読書活動は、「4 質の高い教育をみんなに」をはじめ、「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」等の各目標とも深く関わり、自由で多様な、平等で豊かな社会の実現に繋がるものだと確信いたします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

※「こども」の表記について

文部科学省が「こども」の表記を「子供」に統一することを定めたため、第三次計画までは「子ども」と表記していた箇所を「子供」に変更しました。なお、「島田市子ども読書活動推進計画」等の固有名詞は「子ども」と表記しています。

島田市子ども読書活動推進計画の体系

読書で豊かな心を持った子供を育てよう

市民一人一人が各世代にわたり読書に親しむ

I 乳幼児期
「本に出会い、本を知る」



II 就学期
「本に親しみ、本をかす」



III 成人期
「本と生き、本を伝える」

基本方針

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳以上
胎児期																				
場所																				
家庭への取り組み	乳幼児期 子育て広場 おはなし会参加の呼びかけ 家庭教育講座 親子読書講座 静岡県子ども読書アドバイザーの活用 啓発資料の配布 地域子育て支援センターでの啓発・図書館との連携 育児サポーターによる啓発、読み聞かせの実施 公民館等での啓発、読み聞かせの実施 静岡県子ども読書アドバイザーの活用 読み聞かせボランティアを活用したおはなし会の実施																			
地域での取り組み	読み聞かせボランティア 読み聞かせボランティア講座の開催 読み聞かせボランティアの受け入れ 読み聞かせボランティアの活用																			
幼稚園・保育園等での取り組み	【幼稚園・保育園等での取組】 ・発達段階に応じた図書資料の充実 ・日常の幼児教育・保育における多様な読書方法の実施 【小・中学校での取組】 ・読書週間、読書月間の実施・図書委員による読書イベント、読み聞かせや朝読書などの実施・学校図書館を活用した授業・家庭読書・市立図書館との連携等 島田市子ども読書100選の推奨																			
図書館での取り組み	ブックスタート おはなし宅配便 おはなしギフト 地域館での本の貸出・本の整備 図書館おはなし会・おはなしマラソン 小学生一日体験図書館員 ほのもしカード、クローバーカード、どんぐりカード、ひみつカード、映画会 ぬいぐるみの図書館おとまり会 小学校・中学校と連携し、校内に市立図書館の蔵書紹介コーナー設置 わくわく！理科教室 読書通帳・My本棚																			

施策の方向

第2章 第三次計画の取り組み

1 第三次計画の成果

第三次計画策定後の5年間で、子供たちの生活環境も大きく変化しました。とりわけ、少子化の進行と幼保一元化の動き、家庭や学校におけるデジタル化の加速、多様性を是認する価値観の広がりなど、変化は広範に及びました。しかしそうした中でも、子供たちや親子などが本に親しむたくさんの光景が市内各所に見られました。推進された読書活動により、多くの成果を得たことが認められます。

(1) 家庭における子供の読書活動の推進

- ア 「初めて0歳児を持つ親の講座」や「子育て広場」、「幼児期家庭教育講座」などの参加者に、乳幼児期における絵本や「おはなし」との出会いの意味・大切さを伝え、多くの参加者から「読書活動の重要性について理解を深めた。」という感想をいただきました。
- イ 島田市ペアレントサポーター（※4）に「読書推進チーム」を新設し、家庭教育講座「パパとママのための絵本の広場」を開催したことにより、読み聞かせをしてもらう心地よさを大人が感じ、新たな絵本と出会うことで、より読書を身近なものと感じてもらえるようになりました。
- ウ 就学前の全保護者を対象にした「親学ノート（※5）」の配付や、就学後の家庭教育学級などを通して、家庭での読み聞かせの大切さを伝え、家庭読書の推進に努めました。
- エ 島田市子ども読書活動推進事業代表者会議を年1回開催し、市内公民館等を拠点に活動している地域の読み聞かせボランティアと、学校司書等として活躍する静岡県子ども読書アドバイザーが意見交換することで、地域や学校、家庭との本の架け橋となる人材が増えました。
- オ 子育て応援サイト「しまいく」をSNSで発信し、より多くの保護者に対して、読書活動に関する情報を発信できました。

(2) 地域における子供の読書活動の推進

- ア 六合公民館、初倉公民館、大津農村環境改善センター、北部ふれあいセンターで市立図書館の図書の返却、予約受取ができることを周知し、利便性が向上したことから、子供たちがより多くの本に触れる機会が増えました。
- イ 地域のボランティアが「きしゃぼっぽ」（※6）などの地域の子育て支援団体の活動場所においておはなし会を開催し、より多くの親子に本を通じたふれあいの場や「おはなし」との出会いの機会を提供

することができました。

- ウ 地域子育て支援センターにおいて生後3か月前後の赤ちゃんとその保護者を対象とした絵本に関する講座を行い、子供にとって適切な絵本の選び方や読み聞かせの大切さを広めることができました。

(3) 幼稚園・保育園等及び学校における子供の読書活動の推進

- ア 幼稚園・保育園等では、発達段階に応じた図書資料を充実させ、幼稚園教諭・保育士やボランティア、市立図書館職員等による読み聞かせ、手遊び、パネルシアター(※7)、ペープサート(※8)などが実施され、読書活動が活発化しました。
- イ 学校司書(※9)12人が、全校に配置(1人2校兼務)されたことにより、環境整備が進んだことに加え、レファレンスへの対応も充実したため、学校図書館を活用した授業の取り組みが増えました。また、学校図書館に学校司書がいることで、子供たちの居場所づくりができました。
- ウ 小学校15校、中学校5校で、図書標準以上の蔵書数を達成しました。
- エ 教職員、学校司書、ボランティア、市立図書館職員が連携し、学校図書館をリニューアルする等、明るく利用しやすい環境が整うことで、学校図書館に足を運ぶ子供が増えました。
- オ 市立図書館と連携し、授業の進み具合に合わせて、計画的に団体貸出を行う学校が増えました。
- カ 学校では、授業における並行読書(※10)や関連図書の紹介、本の帯やポップ作りなどの言語活動での取り組み、委員会活動を通じたビブリオバトル(※11)等の取り組みが充実してきました。
- キ 読書の機会を確保するため、ほとんどの学校で朝読書が行われています。

(4) 市立図書館における子供の読書活動の推進

- ア 平成29年度からは島田図書館に加え、金谷図書館・川根図書館にも読書通帳(※12)機が導入され、図書館で本を借りることを楽しむ子供が増えました。
- イ 12歳以下の子供一人当たりの児童書蔵書冊数が増加し、子供の読書環境が充実しました。
- ウ 学習指導要領が改訂され、小学校での英語の授業が必須になったことに対応するため、また在住外国人の子供たちが過ごしやすい環境を整えるため、外国語による児童書を増やしました。
- エ 「おはなしマラソン(※13)」、「ほんのむしカード」、「ぬいぐるみの図書館おとまり会」、「図書館福袋&おみくじ」など、子供が本に興味を抱く企画を実施したことで、来館する親子が多く見られました。

- オ 「ブックスタート事業（※14）」や「おはなしギフト（※15）」を実施することにより、市内の多くの親子に、絵本と出会う機会を提供することができました。
- カ 静岡福祉大学と相互協力協定を結び、布絵本、点字絵本等、多様な図書の利用が可能になったことで、支援の必要な子供たちや障害者の読書活動を支援する機能が充実しました。
- キ 川根図書館は、川根小学校図書館との併設を生かし、連携して小学生の利用推進に取り組むことができました。
- ク 図書館職員による学校図書館支援チームが市内小・中学校に出向き、館内リニューアルや本の除籍を手伝うなど、学校図書館整備を支援しました。

2 課題

第三次計画の達成に向けて取り組んできた結果、多くの成果を収めることができた一方、「家庭」、「地域」、「幼稚園・保育園等及び学校」及び「市立図書館」における子供の読書活動について、以下のような課題が明らかになりました。第四次計画においては、こうした諸課題に対して重点的に取り組んでいきます。

- ア 保護者の読書に対する関心度のばらつきへの対応が必要です。
- イ 家庭内読書環境の違いによる読書習慣の二極化への対応が必要です。
- ウ デジタル機器があふれた環境下での子供の読書離れへの対応としてパソコン、スマートフォンを活用した読書活動の促進も必要です。
- エ 学校図書館への学校司書配置のさらなる改善と資料の充実が課題です。
- オ コロナ禍により、登校停止やリモート授業の実施、諸活動での交流の制限など、子供たちの学校生活が様々な制約を強いられたことを踏まえ、そうした状況下での読書活動の啓発や、関係者研修会の開催などが必要です。
- カ 読書冊数の数値結果だけに捉われず、一冊の本を深く読み、自ら本に手を伸ばそうとする子供の育成に配慮した推進計画の改善が求められます。
- キ 新学習指導要領の実施に伴う「深い学び」につながる読書活動の推進が必要です。
- ク 学校統廃合や金谷地区生活交流拠点の整備など、学校教育・社会教育に関しての事業展開が進むなか、それを契機として地域の読書活動や文化活動を促進する必要があります。

＜ 取組成果 ＞

取組項目	実績数値 (R2年度)	実績数値 (H27年度)
本を読むことが好きだと答えた小中学生の割合	小 77.8 % 中 68.9 %	小 78.0 % 中 68.0 %
1週間に一度は家庭で本に親しむ 小中学生の割合	小 72.7 % 中 42.2 %	小 84.0 % 中 80.0 %
市立図書館の児童書の蔵書冊数 (12歳以下の子供一人当たり)	13.3冊	11.7冊
市立図書館の児童書年間貸出冊数 (12歳以下の子供一人当たり)(注1)	17.6冊	20.2冊
市立図書館の図書館カードを持っている 小中学生の割合	小 84.2 % 中 98.6 %	小 83.6 % 中 90.8 %
1か月の読書冊数	(注3)	小 11.9冊 中 3.4冊
学校司書等を配置している学校数の割合(注2)	小 100.0 % 中 100.0 % 高 80.0 %	小 100.0 % 中 100.0 % 高 100.0 %

(注1) R2年度は、コロナ禍により臨時休館や18歳以下の利用制限を行いました。

(注2) R2年度から、学校司書が市内の小中学校に12人配置されました。
全員1人2校兼務です(P.22参照)

(注3) H27年度までは月ごとの読書冊数(家庭での読書冊数含む)を調べていましたが
H28年度からは学校図書館の年間貸出冊数を調査対象としています。
年間利用冊数は以下のとおり。

	R2	R1	H30	H29	H28
学校図書館 年間貸出冊数 (1人あたり)	小 48.6 中 7.7	小 40.8 中 6.7	小 39.7 中 6.6	小 33.4 中 4.9	小 26.9 中 3.9

(資料：図書館課、学校教育課)

第3章 第四次計画における施策

1 家庭における子供の読書活動の推進

子供たちが最初に本と出会う場は、多くの場合、家庭です。父母や祖父母、家族の誰かがゆっくりと開いてくれる本との出会いにより、子供たちは未知の広い世界へと誘^{いざな}われます。

その経験は、やがて子供たちが自ら本を開くことで、より深い知識や想像の世界へつながる読書形成の礎となるものです。幼児期の読み聞かせや読書の体験がその後の読書習慣と深く結び付いていることは広く知られるところです。したがって、子供たち一人一人が乳幼児期から本に親しめる家庭環境を整えることが大変重要になります。

そうした点を考慮して、第四次計画においても保護者への啓発や支援、情報提供等の支援をはじめ、家庭読書活動の普及や図書館での児童書の充実、講座の開催など、幅広く子供の読書活動を推進します。



家庭読書の様子

(1) 保護者の理解促進のための情報提供や学習会の開催

【現状】

- ア 「初めて0歳児を持つ親の講座(ベビープログラム)」や「親学講座」などの家庭教育講座の機会を利用し、読み聞かせや家庭読書の大切さを伝えています。
- イ 市内の公民館等を利用し、読み聞かせボランティア(※16)によるおはなし会を開催しています。親子共に読み聞かせをしてもらう心地よさを知り、ペープサートやパネルシアター、わらべうた、手遊び、創作紙芝居など工夫したおはなし会により、親子で楽しみ、ふれあう場となっています。
- ウ 家庭教育学級(※17)では、読書についての学習会の開催を勧め、家庭読書等家庭での読書活動の推進に努めています。
- エ 読み聞かせの楽しさを伝えるため、読み聞かせボランティアのスキルアップ研修会を開催することで、ボランティアの資質向上を図っています。
- オ 島田市ペアレントサポーターが絵本に関する家庭教育講座を開催し、絵本の紹介や読み聞かせなど、保護者がじっくりと絵本にふれあい、親子で読書に親しむきっかけをつくっています。

【課題】

- ア 保護者に対しては広報紙やホームページ、子育て応援サイトなどを活用した情報発信をしてきましたが、受信者が限定的なため情報発信に工夫が求められています。
- イ 家庭における読書活動への意識や読書環境の格差が大きく、その解消のための働きかけが課題です。
- ウ コロナ禍による保護者の生活環境の変化や母子・父子家庭の増加など、新たな家庭環境に配慮した読書活動、情報提供の推進が課題です。

施 策

◎保護者への情報提供

- ア 広報紙やホームページ、島田市公式 SNS を活用するとともに、家庭教育情報誌や各施設が発行するお便りなどを通じ、ツールごとの受信者に応じた本の情報や読書に関連したイベント情報の発信を行います。
- イ 就学前の全保護者を対象にした「親学ノート」の配布を継続し、島田市ペアレントサポーターが自身の経験談を交えながら、家庭読書や読書の重要性について伝えていきます。
- ウ 講座に参加できなかった保護者が、講座内容や受講者の感想などを共有できるよう、より多くの保護者に学びの情報を発信します。

◎学習会や講座の開催

- ア 家庭教育講座や乳幼児の保護者が集まる機会などを通して、子供読書活動の重要性について周知するとともに、学び合う機会を提供します。
- イ 家庭教育学級での学習会「つながるトーク」において、家庭読書に関するシートを追加し、読書をテーマに交流することで、保護者同士が共感したり、新たな気づきを得たりするなど学び合う機会を提供します。
- ウ 島田市ペアレントサポーターによる保護者向けの読み聞かせ講座を開催し、大人に読み聞かせの心地よさや大切さを感じてもらおう機会を引き続き提供します。
- エ 読み聞かせボランティア等を対象に、読み聞かせや読書の重要性を学ぶ学習会を継続的に行い、意識向上を図ります。

(2) 家庭での読書活動への支援

【現状】

- ア ゲーム機、パソコン、スマートフォンなど様々な情報媒体の普及により、ネット依存の中高生が増加しています。また、ゲーム依存症が疾患と認められるなど、これらの子供を取り巻く環境の変化が子供が読書活動から離れる原因の一つとなっています。
- イ コロナ禍により、家庭で過ごす時間が増えた中、4人に1人が読書量が増えたと回答（日本財団「18歳意識調査」）する一方で、家庭でのスマートフォンの使用やYouTubeなどの動画視聴が増加している傾向にあります。
- ウ 共働き家庭の増加により、おはなし会への参加は、幼児の参加が減り、乳児の参加が増えるなど、変化を見せています。

【課題】

- ア 子供の生活環境の変化による、読書習慣の二極化に対応するため、読書活動への意識啓発が課題です。
- イ 部活動やスポーツ少年団の活動などに追われる子供たちは、学校や家庭での生活にゆとりがなく、読書活動も制約されがちのため、家庭に対する読書活動への働きかけが必要です。
- ウ 家庭、家族の形態が変化する中で、読書活動への一律の呼びかけが困難になってきており、各家庭にあった家庭読書が求められています。

施 策

◎家庭での読書活動の推進

- ア 子育て応援サイト「しまいく」や家庭教育講座において、地域にお

けるおはなし会への参加を呼びかけ、親子で本に出会い、本に親しめるよう支援します。

イ 家庭教育学級において、各家庭に適合した家庭読書に取り組む機会を設けます。

ウ 家庭の日を利用して、次のような「家庭読書」への取り組みを呼びかけ、各家庭で実践することを推進します。

- ・夜寝る前のコミュニケーションの一つとして、家族全員が読書をする時間を作る。
- ・子供が読書をしているときには、保護者もテレビを消して、本や新聞を読むよう心がける。
- ・保護者が読書する姿を子供に見せ、子供が手に取りやすい場所に本を置く。
- ・図書館、公民館等、児童センターや児童館、地域子育て支援センター、書店など本のたくさんある場所に、子供と一緒に本の楽しさを探しに出掛ける。

2 地域における子供の読書活動の推進

子供が読書に親しみ、読書習慣を身に付けていくためには、身近なところに読書のできる環境が整備されていることが何よりも重要です。

公民館等、児童センターや児童館、地域子育て支援センター、放課後児童クラブは、子供たちにとって大切な居場所であり、そこは本と出会い、読書を楽しむことのできる地域での子供の読書活動推進を担う場所としても機能しています。

また、各地域のコミュニティー組織や読書活動推進団体なども、子供の読書について深い関心を払いながら読書に親しむ様々な機会を提供していることから、子供の読書活動を推進する上で大きな役割が期待されています。



子育て支援センターの様子

(1) 地域施設における図書コーナーの整備と充実

【現状】

- ア 子供が身近なところで本と出会えるように、市立図書館では地域館として六合公民館、初倉公民館、大津農村環境改善センター、北部ふれあいセンター、初倉西部ふれあいセンターの各施設に図書コーナーを設けており、令和2年度末では全体で27,095冊の児童書を所蔵しています。また、本の貸出も行われており、令和2年度の貸出冊数は、六合公民館、初倉公民館、大津農村環境改善センター、北部ふれあいセンター、初倉西部ふれあいセンターの各施設全体で24,100冊でした。
- イ 伊久身農村環境改善センター、川根児童館、福祉館、地域子育て支援センターでも、毎年本の購入費を予算化し、本の購入や入れ替えを行っています。
- ウ 放課後の適切な遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブにおいても、図書コーナーを配置し、児童書をいつでも手に取って読めるように整備されています。
- エ 各施設では、様々な行事の中におはなし会を取り入れ、読み聞かせや紙芝居などを行い、本と出会う機会の提供に努めています。
- オ 公民館等を活動拠点とした読み聞かせボランティアによるおはなし会が定着し、親子がふれあい、本やおはなしと出会うきっかけづくりの場となっています。

【課題】

- ア 子供にとって身近に読書環境が整っていることが重要ですが、公民館等の蔵書を充実させることが課題です。
- イ 読み聞かせボランティアの高齢化や新規加入者の減少により、後継者不足が課題となっています。
- ウ 児童センターや児童館、地域子育て支援センター、放課後児童クラブの職員は子供たちに本の楽しさや魅力を伝える身近な存在として重要な役割を担っていますが、読書に関する研修を受ける機会が少ないことが課題となっています。

施 策

◎ 図書コーナーの整備と図書資料の充実

- ア 子供のニーズに合った図書を厳選して購入したり、寄贈本や市立図書館の除籍児童書を精選して受け入れたりすることで、児童センターや児童館、地域子育て支援センターの図書資料が充実するよう支援します。

◎ 読み聞かせやおはなし会の実施

- ア 各施設が独自に企画する子供を対象とした行事の中に、今後も読み

聞かせやおはなし会を積極的に取り入れていきます。また、妊娠中の母やその家族を対象とした行事では、胎児期からの読み聞かせの重要性を伝えていきます。

- イ 公民館等は、読み聞かせボランティアの活動拠点としての利用を促進し、親子で本に親しむために、本の楽しさや魅力を伝え、本との出会いの場となるよう努めます。

◎ボランティアの育成

- ア ボランティア活動をホームページ等で紹介し、関心を持ってくれる人を増やすことに努めます。
- イ 地域学校協働活動推進員（※18）を活用し、保護者や地域から人材を発掘します。
- ウ ボランティアを育成していくために、関係機関は講習会や研修会の充実に努めます。

◎ボランティアの活用

- ア 公民館等での読み聞かせだけでなく、地域の行事や幼稚園・保育園等、放課後児童クラブにおいても読み聞かせを行うことを進めます。
- イ 読み聞かせボランティアとの情報交換や家庭教育学級で読み聞かせの大切さを伝える講座を行うなど静岡県子ども読書アドバイザーの活用を進めます。

◎市立図書館との連携

- ア 公民館等と市立図書館が連携し、図書館職員が子供たちの興味・関心を考慮して児童書を選書し、本の入替えを継続します。
- イ 公民館等や博物館での事業や企画と関連づけて市立図書館で本の特別展示を行うなど、連携事業を行います。
- ウ 市立図書館が発信しているおすすめ本やイベントに関する情報を、公民館等、児童センターや児童館、地域子育て支援センター、放課後児童クラブに提供します。
- エ 子供の発達段階に合わせた選書の知識や情報収集力を養うとともに、読書活動に関する技能の向上を図るため、児童センターや児童館、地域子育て支援センター、放課後児童クラブの職員を対象とした読書活動に関する研修を実施します。

3 幼稚園・保育園等及び学校における子供の読書活動の推進

子供たちにとっての最初の集団生活である幼稚園・保育園等では家庭で芽生えた本への興味や関心がさらに読書活動へと発展されます。そのためには、幼稚園・保育園等では子供の発達段階に十分配慮した読書活動計画や全職員で取り組む体制づくりが大切です。まず、職員が一体となって子供の読書習慣の形成に対する理解を深めていくことが求められます。

学校では幼稚園・保育園等で推進された読書活動をさらに体系的な教育活動の中に位置づけ、子供たちの読書習慣の形成と学校教育目標の達成にもつながるよう取り組むことが大切です。

学校図書館法に基づき設置された学校図書館はその中核的機能を担っていますが、豊かな心の育成を目指し、

「読書センター」：読書活動を通し創造力を培い、学習に対する興味・関心を呼び起こす機能

「学習センター」：子供の自発的・主体的な学習活動を支援し、授業内容の理解を深める機能

「情報センター」：情報ニーズに対応し、情報の収集・選択・活用能力を育成する機能

を活用するとともに、改訂された学習指導要領にも謳われる「深い学び」の実現のため、校長のリーダーシップの下で教職員やボランティアが一体となって組織的、計画的な読書活動を推進することが重要です。



作業をする中学生ボランティア

(1) 幼稚園・保育園等における子供の読書活動の推進

【現状】

- ア 幼稚園・保育園等では、子供の発達段階に応じて教育計画や保育計画が策定され、読書活動が計画の中に位置づけられています。
- イ 幼稚園・保育園等では、教育・保育活動の一環として、絵本コーナーの設置、読み聞かせ、紙芝居やパネルシアター等、多様な読書活動が日常的に行われています。
- ウ 令和3年6月現在、市内幼稚園で8,800冊、保育園で15,085冊、認定こども園で21,420冊、地域型保育事業（※19）で1,401冊、こども発達支援センター（※20）で320冊の児童書を所蔵しています。

【課題】

- ア 幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくための「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、教育・保育を一体的に行う認定こども園が創設されるなど、教育・保育施設は多様化しており、乳幼児の発達段階に応じた読書活動の推進や職員研修をより充実させることが課題となっています。
- イ 図書資料の充実や関係機関との連携等にまだ促進すべき課題があります。

施 策

◎図書資料・コーナーの充実

- ア 幼稚園・保育園等に対して、単に蔵書数を増やすだけでなく、子供の発達段階に応じた興味に沿う図書資料の充実を推奨します。
- イ 読書活動の中核である幼稚園・保育園等の図書コーナーがより本の読みやすい場となるよう整備を促します。

◎職員等に対する研修の充実

- ア 子供の発達段階に合わせた選書の知識や情報収集力を養うとともに読書活動に関する技能の向上を図るため、職員を対象とした専門講師による読書活動に関する研修を支援します。

◎関係機関との連携の促進

- ア 学校、市立図書館等との連携を密にするとともに、読み聞かせボランティアグループとの連携を一層深め、読書活動を充実させます。

◎読書活動の工夫

- ア 乳幼児期における読書活動は、人との温かなふれあいを基盤に視覚や聴覚を通して様々に取り組まれることが大切です。幼稚園・保育園等においては、読み聞かせやパネルシアター、エプロンシアターなど、多様な読書活動を展開するとともに、保護者自身も絵本に親しむよう働き掛けます。
- イ 子供の読書活動への興味や関心を高めるとともに、読書意欲を引き

出すため、「島田市子ども読書 100 選（※21）」の推奨など、幅広い分野の選書に努めます。

◎障害のある子供に対する読書活動の支援

- ア 障害のある子供たちの発達に応じた絵本やペープサート等で、読書や本に興味を持ち、楽しめるよう支援していきます。また、繰り返しのフレーズがある大型絵本等を読み、言葉の発達も促します。

（2）学校における子供の読書活動の推進

①読書活動の充実

【現状】

- ア 朝読書や読み聞かせをほとんどの学校で実施し、司書教諭・学校図書館担当者を中心に積極的な読書活動を行っています。
- イ 教育委員会では、平成 20 年度に「島田市子ども読書 100 選」を選定し、平成 26 年度、令和元年度に改訂をしています。学校では、子供がそれらの本に親しめるよう、100 選を学校図書館に整備・紹介しています。また、ホームページに掲載して 100 選の本の広報を行っています。
- ウ 学校図書館の環境を整え、「学校図書館に係る年間指導計画」を作成・活用し、教育活動と学校図書館を関連付けることにより、「学習センター」、「情報センター」としての機能が充実してきました。
- エ 週末を中心に家庭において本を読んで感想を話し合ったり、本を薦め合ったりして、家族のコミュニケーションを深める「家庭読書」を推進する学校があります。
- オ 島田市内の学校には、障害の種類に応じた特別支援学級があり学級文庫の整備をしています。読み聞かせを軸に紙芝居や指人形、パネルシアターなど職員やボランティアグループ等による工夫を凝らした読書活動が行われています。しかし、子供の興味・関心に沿った新しい本との入れ替えが進んでいない状況にあります。

【課題】

- ア 学年が上がるにつれて読書時間が減少していく傾向があるため、読書習慣が継続される手立てをこれまで以上に講じる必要があります。読み聞かせ、並行読書、味見読書（※22）、ブックトーク（※23）、ビブリオバトルなどの活動にこれまで以上に取り組み、本との出会いをより工夫する必要があります。
- イ 家庭での読書習慣の確立に向けて、「読書をしない子」への配慮を含めた子供の実態に応じた読書の意義を伝える手立てを考える必要があります。
- ウ 特別支援学級に在籍する児童生徒に応じた図書資料を一層充実させていくことが課題です。

- エ 大型絵本や大活字本、点字本や朗読テープなどは市立図書館から借りていますが、障害の種類や特性に応じた図書資料の整備が望まれます

施 策

◎学校図書館に係る年間指導計画等の活用

- ア 各教科や特別活動、総合的な学習の時間等全教育活動を通して学校図書館の活用と図書活用が図られるよう、各学校で学校図書館に係る年間指導計画等を教育課程にこれまで以上に位置づけます。

◎読書活動及び学校図書館を活用した学習活動の充実

- ア 学校図書館の「読書センター」、「学習センター」及び「情報センター」としての機能の充実を図ります。新学習指導要領に基づく「主体的・対話的で深い学び」の視点で授業改善を進め、図書を活用した調べ学習や対話活動、表現活動等を充実させ、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の育成を図ります。

◎一人一台タブレット端末と学校図書館、読書活動の連携

- ア タブレット端末を使って調べた資料と学校図書館の資料、読書活動の中で得た情報をつなげて考える学習に意識して取り組みます。

◎多様な文に触れる機会を作る

- ア 様々な種類の本を読む機会を授業の中で作っていきます。授業に関連した本の並行読書や新聞を使った学習、新しく始まった外国語に関する本などの紹介をして子供たちの興味を広げます。

◎本に親しむ機会の提供

- ア 朝読書や読み聞かせが多くの学校で実施されているので、今後も継続するとともに、よりよい選書や活動内容の充実を図ります。
- イ 子供の読書の実態を十分に踏まえた読書活動を推進します。例えば、図書委員会が中心となって、新刊やお気に入りの本を紹介するため、ビブリオバトルや本の帯を企画するなど読書活動を盛り上げるための活動を進めます。
- ウ 家庭での不用本や寄贈本を集め、本の交換コーナーを設置し、子供たちが本に触れる機会を増やします。

◎島田市子ども読書100選の推奨

- ア 子供が良書に出会い、読書の楽しみを味わえるよう「島田市子ども読書100選」を推奨し、令和6年度改訂を目指して検討していきます。

◎家庭での読書の推奨

- ア 保護者会、入学説明会、家庭教育学級や学校だより等で、読書の意義や必要性、読書の楽しさを保護者に啓発します。
- イ 読書習慣の定着や読書を通して家族のコミュニケーションを深める

「家庭読書」を広く勧めていきます。

◎障害のある子供の読書活動の推進

- ア 特別支援学級では、発達の段階や障害の状況、多様なニーズに応じた学級文庫を充実させます。
- イ 多様な図書資料を活用するため、市立図書館との連携を図ります。
- ウ 障害のある子供が利用しやすいように、配架や書架の高さや表示等に十分配慮し、貸出・返却方法の簡素化を進めます。
- エ 「放課後等デイサービス」での読書活動を展開していくために必要なその障害の特性に応じた学習資料が充実するよう支援していきます。

② 学校図書館活動を推進・支援する人的な体制の充実

【現状】

- ア 令和3年度においては、市内小中学校 12 学級以上の 16 校に発令司書教諭(※24)が配置されています。また、11 学級以下の学校にも、発令司書教諭や学校図書館担当者が中心となって、校内における読書活動を推進するため、計画的な活動を展開しています。
- イ 令和3年度は学校司書を市内 12 名、1 人 2 校兼務で全校に配置しています。司書教諭・学校図書館担当者と学校司書が連携し、各校の学校図書館の環境整備や授業への活用が進んできています。
- ウ 読み聞かせボランティアが登録されている学校の割合は、令和3年度4月現在、小学校では 100% (17 校中 17 校)、中学校では 66% (6 校中 4 校) です。環境整備ボランティア(※25)の登録率は、小学校では 76% (17 校中 13 校)、中学校では 16% (6 校中 1 校) です。学校司書と連携したボランティアの活動のおかげで、本を好きになるきっかけができたり、調べ学習だけでなく、心休まる場としての環境が整えられたりしています。
- エ 司書教諭と学校図書館担当者の資質向上を目的として、市教育委員会主催の研修会を行っています。この研修会には、学校司書や市立図書館職員も参加しています。また、県総合教育センター主催の学校図書館に関わる研修会にも積極的に参加するよう呼び掛けています。

【課題】

- ア 司書教諭の授業時数を軽減している学校とまだ難しい学校があります。司書教諭は、図書館業務以外にも様々な業務を抱えているため、読書活動の推進が難しい場合もあります。
- イ 学校司書は、1 人につき 2 校兼務している状況であり、全ての学校図書館に常時学校司書が配置できていません。
- ウ 図書館ボランティアの更なる拡充が求められています。

施 策

◎学校体制づくりや司書教諭・学校司書の配置・促進

- ア 校内では、校長のリーダーシップの下、司書教諭・学校図書館担当者が中心となり、図書館活動のための協力的な体制づくりを一層推進します。また、司書教諭がコーディネーター的な役割をし、教員一人一人が学校図書館を活用した授業を行えるよう促します。
- イ 12学級以上の学校だけでなく、11学級以下の学校にも司書教諭を配置できるよう努めるとともに、学校内における司書教諭の職務に対する理解を促します。また、授業時数の軽減に努め週1時間司書教諭と学校司書が共に活動する時間を持つように努めます。
- ウ 学校司書の数校兼務が解消されるように計画的に配置します。
- エ コロナ禍でリモート授業が実施されるなど、子供たちの学習環境は変化を余儀なくされ読書活動も制約されがちですが、家庭での読書を奨励したり、課題図書を紹介したりするなど、働きかけをします。

◎学校図書館に係る研修の実施

- ア 図書館教育（※26）や読書指導の一層の充実を図るために、今後も司書教諭・学校図書館担当者や学校司書を対象とした研修会を年2回以上開催し、資質の向上を図ります。

◎学校司書・図書ボランティアとの連携

- ア 学校司書は、学校図書館の諸事務に当たるとともに、レファレンスサービスや教材等の準備への協力など、教員と連携します。
- イ 学校の読書活動の充実と学校図書館の活性化のために、各学校の実情に応じて、静岡県子ども読書アドバイザー等を活用し、ボランティアを導入したり、ボランティアとの協力体制を整えたりしていきます。

③ 学校図書館環境の充実

【現状】

- ア 図書標準（※27）を達成している学校は、令和3年4月1日において小学校88%（17校中15校）、中学校83%（6校中5校）です。図書標準に達していない学校においても、古い蔵書の適正な除籍を進め、学習に活用できる新しい図書や魅力的な図書を購入する等、計画的な蔵書の整備に努めています。
- イ 各校の学校図書館は、教職員、学校司書、ボランティアと市立図書館との協力体制の下、館内環境のリニューアルをするなど、魅力的な掲示物や配架の工夫をし、温かな雰囲気となっています。
- ウ 各学校では、図書館システムが導入されたことで図書資料のデータベース化が図られ、司書教諭や学校図書館担当者が中心となった図書資料の管理や図書館における貸出等が行われています。

- エ 島田市内の小・中学校では、一人一台のタブレット端末が支給され、教育活動の中で、インターネットの動画で「物語」を見たり、調べ学習をしたり、タブレットが「本」に置き換わり使用されることが多くなっています。

【課題】

- ア 図書標準に達していても古い蔵書が目立つ学校があります。蔵書充実に向けて、蔵書の質と量を整えていく必要があります。
- イ 各学校とも蔵書や資料等が十分でないため、それを補う学校間協力貸出や市立図書館の団体貸出の利用等、現在の資源を有効活用していくことも重要です。

施 策

◎魅力的な図書資料等の計画的な整備・充実

- ア 子供の知的活動を促進し、様々な興味・関心に応えるため、また各教科等における多様な学習活動を展開するために、学校図書館に配置されている新聞を活用するとともに、必要な幅広い分野の資料を計画的に整備し、そのための資料費の確保に努めます。
- イ 情報が古くなった図書資料の除籍・更新を進めながら、計画的な図書購入によりすべての学校で図書標準 100%を達成します。

◎学校図書館・校内の環境整備

- ア 学校図書館が子供にとって行ってみたいくなる場となるように、季節感あふれる掲示やくつろいだ雰囲気を読書ができる環境整備に努めます。また、校内に学校図書館に誘うための掲示や仕掛け作りをします。
- イ 子供にとって魅力ある図書資料や学習に活用できる資料を見つけやすく、手に取りやすい状態で配架されていることも大切です。書架や資料自体の配置について、工夫・改善します。
- ウ 学校図書館の新刊本や、おすすめの本の紹介などの情報発信、図書館に入れて欲しい本、子供たちの声を集めるなどの情報収集にタブレットを使用する等、学校に応じた創意ある活動を工夫していきます。

◎学校間、市立図書館との連携

- ア 子供たちへの図書資料提供が充実するために、市立図書館の団体貸出や学校間協力貸出を活用します。また、団体貸出搬送業務についても検討していきます。
- イ 学校間の資料検索については、学校図書館間 LAN システムの構築に合わせて検討します。
- ウ 司書教諭や、学校司書の研修会等で、学校ごとの創意ある活動の工夫や選書の情報を共有していきます。
- エ 市立図書館の読書通帳、My 本棚（※28）のデータと学校図書館の貸出履歴を合わせて蓄積できるよう工夫していきます。

オ 小学校２年生の「公共図書館へ行こう」という授業をきっかけに子供一人一人が市立図書館の活用を学び、繋がりを形成できるよう促進していきます。

4 市立図書館における子供の読書活動の推進

市立図書館のサービスは全市民、全世代を対象にしていますが、中でも子供たちへのサービスは市の未来に繋がる重要なものです。

また、変化の激しい時代にあっても、図書館は子供たちが生活する家庭や地域、幼稚園・保育園等及び学校などの読書活動を支える役割を有し、子供たちの成長に資する極めて大切な文化拠点であります。

島田市立図書館では、子供の年齢に応じた本を幅広く収集し、生涯を通じて自発的に本に親しむ基礎を作るとともに、自分で考え主体的に判断できる力を養えるよう、資料や情報を効果的に提供できる機能の充実に努めます。併せて、子供に関わる講座の開設、子供の行事に合わせた企画展示等、創意工夫を凝らした読書活動支援をすることで、子供たちのニーズに応じていきます。



秋の読書週間行事「おはなしマラソン」

(1) 市立図書館の整備と事業の充実

【現状】

- ア 図書館カードのパスワードを登録することで、子供でもインターネットから本の検索だけでなく、予約や貸出延長が可能になりました。
- イ 子供たちが図書館に親しみを持ち、自発的に図書館を利用し続けるきっかけづくりとして「夏休み小学生一日体験図書館員」、「子ども映画会」、「ぬいぐるみの図書館おとまり会」、「ほんのむしカード」等の企画を実施しています。
- ウ イベントの情報を SNS で発信し、参加申込みに電子申請を取り入れたことで、子供やその保護者が、いつでもどこにいても気軽に図書館と繋がれるようになりました。
- エ 市立図書館 3 館では、それぞれの地域の話題やニュースに沿ったタイムリーな特集展示を実施することにより、子供が楽しみながら図書館や本に関わる機会を設けています。
- オ 小学校高学年から中学生、高校生を対象とした図書資料を集めた「YA（ヤングアダルト）コーナー」を設置しています。また、図書館からのおすすめ本を紹介するチラシや冊子を市内の中学校・高等学校へ配布しています。
- カ 感染症への予防対策の一つとして、短い滞在時間の中で本を借りてもらえるよう、図書館職員が選書した児童書をあらかじめセットにして貸し出す「本のテイクアウト」を実施しました。

【課題】

- ア 市立図書館職員のうち司書資格を有する職員は、令和 3 年 10 月末時点で 48 人中 18 人（37.5%）と県内図書館において低い水準となっています。
- イ 中学生や高校生の利用が少ないため、中学校や高等学校との連携を強化し、この世代の子供たちの利用を促す工夫をしなければなりません。
- ウ 新型コロナウイルスの流行による行動や外出制限により、大幅に利用者が減少したため、子供たちが安心して来館できるための工夫が必要です。
- エ インターネットで誰もが検索ができるようになり、簡易なレファレンスは以前より減りましたが、反面、高度な内容のレファレンスが増えたため、適切に対応できる職員の資質向上が急務となります。

施 策

◎ 図書資料等の充実

- ア 子供の読書意欲を高め、調べ学習に取り組む子供の期待に応えることができるよう資料の充実を目指し、そのための資料費の確保に努

めます。

- イ 図書館の本を利用したくなるよう、各館ごと、毎月異なるテーマで特集コーナーや企画展示を実施します。
- ウ 小学校高学年から中学生、高校生向けの本を集めた「YA（ヤングアダルト）コーナー」の資料を充実していきます。

◎子供と本を繋ぐ活動

- ア 「おはなしマラソン」や毎月の定期的な「おはなし会」、「おはなし宅配便（※29）」、「おはなしギフト」を読み聞かせボランティアと協力し、実施していくとともに、子供が本に親しむきっかけを広く提供できるよう努めます。
- イ 保護者が、赤ちゃんの泣き声や子供のおしゃべりを気にすることなく館内でゆったり過ごせるよう、「赤ちゃんタイム」を設け、児童フロアを開放します。

◎読書ガイドブック（ブックリスト）の作成及び広報

- ア 子供たちに魅力的な読書情報を伝えるため、7か月児健康相談時にブックスタート用「赤ちゃんとはじめての絵本リスト」、3歳児健康診査時に「3才からのおすすめ絵本リスト」、定期的な広報紙として年2回発行の「こどもとしょかんだより」を引き続き作成していきます。また、「新刊案内」「図書リスト」等のデータは電子化し、図書館ホームページに掲載し、随時更新していきます。
- イ 中学生・高校生を対象にしたおすすめ本リーフレット「ひまはま」の内容を更に充実させ、市内の中学校・高等学校に配布するとともに、図書館内にコーナーを設置します。

◎専門的職員の確保・養成

- ア 子供の読書活動を支援する専門的な知識やスキルをもった職員の確保・養成をします。各種研修会や講習会を受講させ、子供の調べ学習やレファレンスに適切に対応できるようにします。
- イ 日々の業務を通して職員の資質を向上させ、読み聞かせに関する各種講座や学校の家庭教育学級等で、講師が務められるよう養成します。

◎ボランティアの養成

- ア 読み聞かせボランティアや修理・書架整理ボランティアを養成するための講座を継続的に開催し、講座内容の充実とボランティア希望者の増加を図ります。

◎特別な支援が必要な子供の読書活動支援

- ア 静岡福祉大学と連携し、支援が必要な子供たちや障害者が利用できる資料の展示や収集に努めます。
- イ 在住外国人の子供が気軽に図書館を活用できるよう、外国語による児童書を充実させます。

- ウ こども発達支援センターや特別支援学校に通う子供を対象とした図書館見学を積極的に受け入れ、館内でのびのびと本と触れ合い、読書の楽しさを知ってもらう機会を作ります。
- エ 点字図書やマルチメディア DAISY 図書（※30）の充実など、誰もが快適に利用できるよう、読書のバリアフリー化を進めます。
- オ 不安や生きづらさを感じている子供が、前向きになれるような資料を充実させ、SNSなどのメディアで来館を呼び掛けます。

◎感染症への対応

- ア 子供たちが安全安心に図書館を利用できるように、館内環境の保全や貸出方法の工夫をして、感染防止対策の徹底に努めます。

(2) 学校図書館や幼稚園・保育園等、公民館等との連携

【現状】

- ア 六合公民館・初倉公民館・大津農村環境改善センター・北部ふれあいセンターでの予約資料貸出が年々増えています。
- イ 市内の小学校、児童センターや児童館、地域子育て支援センター、幼稚園・保育園等の施設へ、図書館で役目を終えた利用可能な除籍本を配付しています。
- ウ 市内の小・中学校へ図書館の職員を派遣し、学校図書館の整備や授業への協力など支援をしています。
- エ 授業に必要な調べ学習用資料を十分提供できるように、学校貸出用も視野に入れた選書を行っています。
- オ 図書館では、「おはなし会」や「おはなしマラソン」の開催など、乳幼児や保護者を対象とした読書活動や啓発活動を展開しています
- カ 図書館職員やボランティアが幼稚園・保育園等へ出向き、おはなし会を開く「おはなし宅配便」、地域子育て支援センターへ出向きおはなし会を開く「おはなしギフト」を実施しています。これにより幼稚園・保育園等の職員と交流する機会が増え、様々な情報の交換ができています。
- キ 川根図書館では、小学校併設の利点を生かし「スタンプラリー」、「ビブリオバトル」など、子供たちと本を繋ぐ事業を共同で実施しています。
- ク 川根中学校で実施している「読みたい本ベスト 20」に選ばれた本を市立図書館で購入し、学校へ貸し出しました。その後、川根図書館でも、その本の特集展示を実施するにあたり、コーナーの装飾は夏休みにボランティアで来館した中学生が全て行いました。

【課題】

- ア 子供たちが地域のことを学習するための児童用郷土資料が少ない

ことから、図書館職員が学校と連携し、子供にもわかりやすい郷土資料の収集や作成を進めなくてはなりません。

- イ 学校への団体貸出資料の搬送ルートが確保されていないため、各学校の教職員が取りに来ています。教職員の負担軽減のためにも、搬送方法を検討し、搬送を確保する必要があります。

施 策

◎施設見学、勤労体験の受け入れ

- ア 図書館見学の受け入れを積極的に行い、図書館のしくみや利用方法、本の探し方などについてわかりやすく解説します。また、見学に合わせて図書館カードを作成することで、利用促進に繋がります。
- イ 中学生、高校生、大学生の勤労体験や小学生の一日体験図書館員の希望者を受け入れ、図書館業務について理解を深めてもらいます。

◎関係機関との連携

- ア 団体貸出サービスやレファレンスサービスを知ってもらい、有効に活用していただくよう、公民館等、幼稚園・保育園等及び学校など関係機関に周知します。
- イ 健康づくり課と共催している「ブックスタート事業」以外にも、他課等と連携した新たな読書支援事業を実施し、子供たちとその保護者に読み聞かせの大切さを伝える機会を作ります。
- ウ 子供たちに一人一台貸与されたタブレット端末に図書館のホームページを登録してもらい、端末から本の検索や予約ができるよう学校に働きかけます。
- エ 図書館職員が学校司書や司書教諭の連絡会に出席し、図書館の広報をするとともに各々の学校と個別にどのように繋がり、可能性を広げていけるかを話し合います。
- オ 学校の年間指導計画に沿った図書館資料を揃え、授業をサポートできる体制を整えます。
- カ 市立図書館を一度も利用したことのない子供にも多種多様な図書資料に触れる体験をしてもらうため、学校への団体貸出を更に充実させます。
- キ 地域の高校生を小中学生対象の講座に招き、学校紹介をしてもらうとともに、その内容に沿った関連資料を展示・貸出します。
- ク 幼稚園・保育園等や学校だけでなく、子供会、PTA、子育てサークル等と連携した事業を実施し、多面的に読書活動を支援します。
- ケ 博物館の事業や企画と関連づけて本の特別展示を行うなど、連携事業を行います。

◎「子ども読書の日」「読書週間」を通じた啓発・広報

- ア イベントの開催や特集コーナーの設置に合わせ、様々なメディアを通じた図書館のPRを継続的に行います。
- イ 国際交流協会と連携し、ネイティブな外国語のおはなし会を実施することで、多言語に親しむ機会を創出します。

＜用語集＞

※1 「幼稚園・保育園等」

幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくための「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、教育・保育を一体的に行うために創設された「認定こども園」及び「地域型保育園」を含みます。

※2 「公民館等」

公民館の他、地域ごとに設置された「農村環境改善センター」、「ふれあいセンター」を含みます。（ただし初倉公民館においては「初倉児童センター」に図書資料を配置しています。）

※3 「学習センター」、「情報センター」の機能

学校図書館が調べ学習に供される図書資料に限らず、視聴覚教材やパソコンやコピー機等も整備され、利用に供される状態になっていることが理想であることから学校図書館の機能の一つと言われています。

※4 「ペアレントサポーター」

全ての親が安心して家庭教育を行うことができるよう教育委員会が委嘱する家庭教育支援員です。

※5 「親学ノート」

小学校入学という乳幼児期から学童期へと移り変わる大きな節目を迎える就学前の保護者を対象に配布する、子供の成長をどのように支えていったらよいかの具体的な項目を掲載したリーフレットです。

※6 「きしゃぼっぽ」

0～3歳児の親子を対象とした、市民ボランティアスタッフによる子育て親子のつどいの広場です。市内の公会堂等で子育て支援活動を毎月開催しています。

※7 「パネルシアター」

不織布のパネルを舞台に見立て、人形等をパネルに付けながら、物語を展開させていく人形劇のことです。

※8 「ペープサート」

紙人形劇です。厚紙に割り箸状の棒を貼り付け、厚紙の裏表に物語の登場人物を描き、物語の進行に合わせて棒を操る日本で生まれた人形劇の一種です。

※9 「学校司書」

「学校図書館の運営を担う専門職員」で、島田市では「学校図書館支援員」と称しています。

※10 「並行読書」

単元の指導のねらいをよりよく実現するために、教科書教材と関連させて、本や文章を読むことを位置付ける指導上の工夫です。例え

ば、教科書で学んでいる教材と同じ作者の他の作品を読んだり、同じテーマの他の作品を読んだりします。

※11 「ビブリアバトル」

参加者が読んでおもしろいと思った本をもって集まり、順番に一人5分間で本を紹介します。それぞれの発表の後に、参加者全員でその発表に関するディスカッションを2～3分を行います。最後に「どの本が一番読みたくなったか」を投票で決めるゲームです。

※12 「読書通帳」

金融機関の預金通帳に似せた台紙に、利用者の貸出し履歴を印字して提供し、利用者の読書活動に役立てようとするものです。島田市立図書館カードを有する者を交付対象とし、18歳以下の市民及び市内の学校に在籍する高校生以下の児童生徒への新規・継続交付は無料です。資料タイトル、著者名、貸出日を印字できます。

※13 「おはなしマラソン」

読書週間に合わせ、島田市立図書館で実施される図書館職員や読み聞かせボランティアによる読書活動です。幾つもの読み聞かせや手遊び等が連続して行われます。

※14 「ブックスタート事業」

島田市保健福祉センター「はなみずき」で実施される7か月児健康相談の機会に、絵本のプレゼントとともに、乳幼児期からの家庭での読み聞かせの大切さについて保護者の理解と関心を高める活動を、図書館職員が出向いて実施する啓発活動です。

※15 「おはなしギフト」

図書館職員または読み聞かせボランティアが、子育て広場、つどいの広場、地域子育て支援センターに出向き、未就園児対象のおはなし会を開いています。併せて、保護者に向け、図書館の利用案内やイベントのPRもしています。

※16 「読み聞かせボランティア」

市内の各施設で活動している読み聞かせボランティア登録グループのことです。開催場所と名称は、島田図書館「島田おはなしの会」、「山びこ親子読書会」、「大津お話の会」、「あすなろ」、「英語であそぼドキターKIDS」、金谷図書館「さくらんぼ」、川根図書館「たまごマザー」、大津農村環境改善センター「えのころ」、伊久身農村環境改善センター「おはなしアラカルト」、六合公民館「おはなしのへやねこバス」、初倉公民館「おはなしエプロン」、初倉西部ふれあいセンター「しろやま読み聞かせクラブ」などです。なお、読書活動優秀実践団体教育長表彰（読書県しずおかづくり）「えのころ」（平成19年度）、「おはなしのへやねこバス」（平成22年度）、「さくらんぼ」（平成24年度）、読書活動優秀実践団体教育長表彰（子供を育む

地域団体)「おはなしのへや ねこバス」(平成 20 年度)、「おはなしエプロン」(平成 22 年度)、「しろやま読み聞かせクラブ」(令和元年度)、優良読書グループ表彰静岡県読書推進運動協議会長賞「しろやま読み聞かせクラブ」(平成 27 年度)、「えのころ」(平成 29 年度)、「おはなしエプロン」(令和元年度)、子供の読書活動優秀実践団体系文部科学大臣表彰「さくらんぼ」(平成 28 年度)等の受賞実績があります。

※17 「家庭教育学級」

小学校 1 年生の保護者(小学校の実情に合わせる)を学級生として開設されています。家庭でのしつけを中心に親子の関わり方や子供の健全な育成について学び合い、つながる場として開設しています。

※18 「地域学校協働活動推進員」

社会教育法に基づき教育委員会が委嘱する地域住民等と学校との連絡調整等を行うコーディネーターです。

※19 「地域型保育事業」

平成 27 年度から始まった国の「子ども・子育て支援新制度」により、主に 0～2 歳児を対象とした少人数の保育を行う施設です。定員規模や職員配置の違いにより、「家庭的保育」、「小規模保育」や「事業所内保育」等の多様な事業類型が設定されています。

※20 「こども発達支援センター」

子供の健全な成長を支援するための相談と成長が気になる子供の療育支援を行う施設です。通称『ふわり』と呼ばれています。

※21 「島田市子ども読書 100 選」

平成 19 年度策定の「島田市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが本に出会い、本に親しみ、本を生かすことができるよう、幼児・小学校低学年・小学校中学年・小学校高学年・中学校の 4 つの発達段階に応じたおすすめの本各 20 冊、計 100 冊を選定しました。その後、平成 25 年度、平成 30 年度に改訂版を作成しました。

※22 「味見読書」

本を全部読むのではなく、始めのところだけなど一部を 5 分程度読み、たくさんの本に触れる活動です。その中で自分の気に入った本を見つけたり、お互いに紹介したりして、本の世界を広げていきます。

※23 「ブックトーク」

テーマを決めて、それにあつた本を何冊か、集団に向けて紹介する活動です。

※24 「発令司書教諭」

大学の講習を受け単位を取得した司書教諭のうち、市の教育委員会から発令されている者を指します。12 学級以上の学校には必ず置か

なければならないとされ、該当校に1名配置されています。学校の規模によっては、発令司書教諭以外にも司書教諭の資格を有している教員がいる場合もあります。司書教諭は、他の教員と同じように学級や授業を持ちながら学校図書館の運営や読書活動の推進に当たっています。

※25 「環境整備ボランティア」

市内小・中学校各校で募集した学校図書館の環境整備を行う方を指します。保護者や地域の方たちが学校図書館をよりよい環境にするために掲示や整備を行っています。

※26 「図書館教育」

学校図書館等を活用した教育活動のこと。学校図書館を利用し、児童生徒の主体的な学習活動や読書活動を充実させることを目的としている。

※27 「図書標準」

公立義務教育諸学校において、学校図書館の図書資料の整備を図る際の目標として文部科学省が設定したものです。例えば12学級の小学校では7,960冊、中学校では10,720冊と具体的な数値が示されています。また、図書標準の達成に向けて、国は地方公共団体に対して財政的な支援を行っています。

※28 「My本棚」

島田市立図書館で採用している図書館システムに搭載されている機能で、インターネット上で利用が可能です。利用者が登録することで借りた本や、読みたい本などを保存することができ、保存したものは面陳列で置かれた本のように画像が確認できます。

※29 「おはなし宅配便」

図書館で行っている定期的な「おはなし会」に来られない子供たちにおはなしを届けるため、図書館職員や読み聞かせボランティアが市内の幼稚園・保育園等に出かけ、絵本・大型絵本の読み聞かせや手遊びを実施しています。

※30 「DAISY図書」

DAISY(デイジー、Digital Accessible Information System)とは、デジタル録音図書の国際標準規格であり、音声データの構造化と音声と活字・画像データ等の同時再生が主な特徴です。視覚障害者のためのデジタル録音図書の作成及び識字障害者(ディスレクシア)・学習障害者等のためのマルチメディア図書の作成に使われており、この規格に基づいて作られた録音図書で、視覚障害者のためのデジタル録音図書を「DAISY図書」、識字障害者・学習障害者等のために音声と活字・画像データ等の同時再生ができる図書を「マルチメディアDAISY図書」としています。

< 参考資料 >

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13・12・12 公布)

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健全な成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健全な成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第 9 条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進

- 計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
 - 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

- 第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

島田市子ども読書活動推進委員

(任期 令和3年6月1日～令和5年5月31日)		敬称略
区 分	役 職 等	氏 名
学識経験者	元静岡県立中央図書館長	鈴木 善彦
市内小学校及び中学校PTA代表者	島田市小中学校PTA連絡協議会副会長	河本 直未
静岡県子ども読書アドバイザー その他子どもの読書活動推進に係る活動を行う者	静岡県子ども読書アドバイザー	松浦 美幸
市内幼稚園及び保育園代表者	島田北幼稚園 園長	小塩 倫代
	初倉保育園 園長	曾根 初乃
市内小学校、中学校及び 高等学校司書教諭	島田第三小学校 司書教諭	片川 智帆
	初倉中学校 司書教諭	西井戸由加
	島田商業高等学校 図書館代表	小林 恵子
市内小学校及び中学校代表校長	五和小学校 校長	土屋 初美
子ども読書活動推進計画担当課長	子育て応援課長	森川 利久
	保育支援課長	清水 基之
	学校教育課長	村田 一史
	社会教育課長	小林 知子
	図書館課長	岩本 申久

＜島田市子ども読書活動推進計画管理委員＞

子育て応援課	藤田 和音
保育支援課	渡邊 晋太郎
学校教育課	石塚 啓絵
社会教育課	竹田 愛咲華
図書館課 (事務局兼務)	鈴木 久美
	永井 里子
	横山 佳世



推進委員会の様子

島田市子ども読書活動推進計画 — 第四次 —

発行年月 令和4年3月

発行 島田市教育委員会

〒427-0022 静岡県島田市本通三丁目3番の3

島田市教育委員会 図書館課

e-mail shimada-tosyo@city.shimada.lg.jp

TEL 0547-36-7226 FAX 0547-37-3469